

令和 年度森林愛護運動推進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 公益社団法人茨城県緑化推進機構(以下「機構」という。)は、緑を愛し、緑を守り、育てる活動を通じて、自然を愛し、自らの社会を愛する心豊かな人間に育つことを目的として緑の少年団活動を行う市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付等については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)を準用するほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、「森林愛護運動推進事業」として、市町村が実施する森林愛護運動の推進のために行う緑の少年団活動及びその運営のため機構が別に定める事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条の事業を行う市町村とする。

(補助対象事業費及び補助金の額)

第4条 補助対象者は、令和 年度に行う第2条に規定する事業に要する経費とする。

2 補助金の額は、緑の少年団一団あたり13,000円とする。

ただし、補助対象事業が上記の額以内の場合はその額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、令和 年度森林愛護運動推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)を、公益社団法人茨城県緑化推進機構理事長(以下「理事長」という。)に、理事長が別に定める日までに機構あて直接提出しなくてはならない。

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条による交付申請があった場合には、規則第5条の規定により補助金の交付を決定し、令和 年度森林愛護運動推進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 規則第8条第1項による申請取下げの期間は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容(交付金交付対象緑の少年団数の増減等)又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ令和 年度森林愛護運動推進事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助対象事業費の20%以内の金額の経費の配分の変更については、この限りではない。

(補助事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面(様式第7号)により理事長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面(様式第8号)により理事長に報告し、その指示を受けなければ

ばならない。

(概算払)

第10条 理事長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の全額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、令和 年度森林愛護運動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）の概算払い希望の欄に記載し、理事長に提出するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業遂行中に理事長から進捗状況等について報告を求められた場合には、令和 年度森林愛護運動推進事業状況報告書（様式第4号）により、速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、当該年度の3月31日までに、令和 年度森林愛護運動推進事業費補助金実績報告書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際には、概算払清算書及び概算払精算内訳書に証拠書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 理事長は、前条の実績報告書の提出があった場合には、規則第14条の規定により補助金の額を決定し、令和 年度森林愛護運動推進事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 この要項による理事長に提出する書類の提出部数は、正本1部とする。

(その他)

第16条 この要項で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付則 この要項は令和 年 月 日から適用する。